

## 石垣都市計画に関する証明取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市における都市計画に関する証明(以下「証明」という。)の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に定めるもののほか当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 この要領における公文書とは、国又は地方公共団体の機関がそれぞれの規程で定める様式をもって作成された文書で、かつ、公印が押印されたものをいう。
- (2) 申請者 証明書の交付を申請する者、会社、団体等をいう。

### (証明書の種類)

第3条 証明の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 用途地域証明(様式第1号)
- (2) 都市計画道路規制位置証明(様式第2号)
- (3) 都市公園、その他都市施設に関する証明(様式第3号)
- (4) 用途地域区分線証明(様式第4号)

### (手数料等)

第4条 前条各号に掲げる証明の手数料等は、石垣市手数料徴収条例(平成12年石垣市条例第25号。以下「手数料条例」という。)第2条の規定による。

- 2 証明の手数料は、手数料条例別表のその他の証明手数料を適用する。
- 3 国又は地方公共団体の機関が申請を行った場合は、手数料条例第6条第3号の規定により、手数料を免除する。

### (証明の内容)

第5条 証明の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 用途地域に関する証明
  - ア 都市計画区域の指定の有無
  - イ 用途地域の種類
  - ウ 建ぺい率
  - エ 容積率
  - オ 特別用途地区の種類
  - カ その他証明の対象となる土地について必要な事項

- (2) 都市計画道路規制位置証明
- (3) 都市公園、その他都市施設に関する証明
- (4) 用途地域区分線証明

2 沖縄県又は本市が新たに都市計画の決定又は変更を行った場合における前項の証明の内容は、当該決定又は変更の告示日の前日をもって効力を失う。

(証明の申請)

第6条 申請者は、都市計画に関する証明申請書(様式第5号)をもって市に直接申請しなければならない。

2 本市の機関が証明の交付を申請するときは、前項の規定にかかわらず、都市計画に関する証明公用交付願(様式第6号)により申請しなければならない。

3 国又は本市以外の地方公共団体の機関が証明の交付を申請するときは、第1項の規定にかかわらず、前項の公用交付願のほか次の各号に掲げる事項を記した公文書をもって申請しなければならない。

4 前3項の申請を行う場合、第3条第1号の証明については、次の第1号に掲げる位置図を、第3条第2号、第3号及び第4号の証明については、次の第1号及び第2号に掲げる地図を添付しなければならない。

- (1) 位置図(市販の住宅地図可)。ただし位置が確認できれば不要
- (2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図(公図)又はその写し

(証明書の作成及び交付)

第7条 証明書の作成は1名以上の職員の確認を経て行わなければならない。

2 証明発行の決裁は、石垣市事務決裁規程(昭和61年石垣市訓令第7号)に基づき行うものとする。

3 前条の申請を受け付けたときは、原則としてその日のうちに交付するものとする。

4 証明の内容等に関して疑義がある等詳細な調査が必要な場合は、前条の規定にかかわらず、証明書を作成次第交付することができる。

5 前項の場合における証明交付期限は、原則として申請の受付後7日以内とする。ただし、当該期限の日が休日に当たる場合は、休日の翌日をもってその期限とみなす。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

## 都市計画に関する用途地域証明

申請者 様

対象となる土地の地番又は住所

都市計画区域	都市計画区域	都市計画区域外		
用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 無指定			
特別用途地域	なし	文教地区		
建ぺい率	50%	60%	80%	
容積率	100%	150%	200%	400%
特殊基準	建ぺい率	40%	50%	60%
	容積率	80%	100%	200%
その他				

都市計画が変更された場合は、本証明は無効となります。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

石垣市長

様式第2号（第3条関係）

## 都市計画に関する計画道路規制位置証明

申請者 様

対象となる土地の地番又は住所

---

都市計画街路名称	
規制位置	別紙図示のとおり

都市計画が変更された場合、本証明は無効となります。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

石垣市長

様式第3号（第3条関係）

## 都市計画に関する証明（都市施設）

申請者 様

対象となる土地の地番又は住所

---

都市施設名称	
区分線位置	別紙図示のとおり

都市計画が変更された場合、本証明は無効となります。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

石垣市長

様式第4号(第3条関係)

## 都市計画に関する用途地域区分線証明

申請者 様

対象となる土地の地番又は住所

---

用途区域	
区分線位置	別紙図示のとおり

都市計画が変更された場合、本証明は無効となります。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

石垣市長



